

相続放棄申述受理証明書の申請について（利害関係人申請用）

第1 申請先の家庭裁判所について

相続放棄申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票の写し又は戸籍の附票等で確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱われます。大阪家庭裁判所本庁及び各支部の管轄区域は次のとおりです。

(1) 大阪家庭裁判所（本庁）

ア 所在地、担当部署等

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

家事訟廷記録係（06-6943-5759）

イ 管轄区域

大阪府、池田市、箕面市、豊能郡（豊能町、能勢町）、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、三島郡島本町、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

(2) 大阪家庭裁判所堺支部

ア 所在地、担当部署等

〒590-0078

堺市堺区南瓦町2-28

訟廷記録係（072-223-8634）

イ 管轄区域

堺市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡（太子町、河南町、千早赤阪村）、羽曳野市、松原市、柏原市及び藤井寺市

(3) 大阪家庭裁判所岸和田支部

ア 所在地、担当部署等

〒596-0042

岸和田市加守町4-27-2

家事書記官室（072-441-6803）

イ 管轄区域

岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉北郡忠岡町、泉佐野市、泉南市、阪南市及び泉南郡（熊取町、田尻町、岬町）

第2 相続人からの申請

下記の必要書類を同封の上、申請先の裁判所まで郵送してください。

1 申請書

「相続放棄申述受理証明申請書（利害関係人用）」に必要事項を記入し、申請者

の印（認め印可、スタンプ印不可）を押印してください。

※ **事件番号・受理年月日が不明の場合は、証明書の申請の前に、「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」を行ってください。**

2 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピー

運転免許証、マイナンバーカードは表面のみコピーし、添付してください。

ただし、申請書記載の住所・氏名と身分証明書記載の住所・氏名が異なる場合は、運転免許証裏面のコピーやつながりのわかる資料（戸籍謄本、住民票等）を添付してください。

3 利害関係疎明資料（いずれもコピーで可、原本の添付不要）

一般的には以下の書類となりますが、相続関係により異なりますので、詳細につきましては、事前に申請先の裁判所までお電話にてお問い合わせください。

- ① 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本
- ② 申請者の戸籍謄本

4 手数料

申述人1人の証明書1通につき、150円分の収入印紙

5 返送用封筒（住所・宛名を記載したもの）

6 返送用郵便切手

令和6年10月以降、普通郵便の場合、証明書10通までの定形郵便物（50gまで）で110円 ※なお、速達、書留等を希望される場合は、それに応じた郵便切手を添付してください。レターパック可。

【注意】

すでに相続放棄済みの方に対しては、同じ被相続人について、相続放棄した他の親族の方の相続放棄申述受理証明書を発行することは原則としてできませんので、御了承ください。

※ 例えば、被相続人の子3人の相続放棄申述が受理された場合において、相続放棄済の1人の方から相続放棄をした他の2人分の受理証明書を一括して交付申請することは原則としてできません（それぞれ、御自身が御自身の分の証明書を交付申請いただく必要があります。）。

これは、相続放棄をした方は、その相続については、初めから相続人とならなかったものとみなされ（民法939条）、相続人としての利害関係が認められなくなるからです。

※ ただし、相続関係以外の利害関係がある場合は発行することができる場合もあります。

第3 債権者からの申請

下記の必要書類を同封の上、申請先の裁判所まで郵送してください。

1 申請書

「相続放棄申述受理証明申請書（利害関係人用）」に必要事項を記入し、申請者

の印（認め印可、スタンプ印不可）を押印してください。

ただし、法人の場合は、会社代表者の職印を押印してください。なお、支配人登記がされている場合は、支配人からの申請も可能です（支店長は不可）。

※ **事件番号・受理年月日が不明の場合は、証明書の申請の前に、「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」を行ってください。**

2 資格証明書（法人の場合）

原本が必要です。なお、資格証明書類に関して原本還付を希望される場合は、原本とコピーを添付したうえで、原本還付希望である旨を申請書や別途上申書を作成して記載してください。

※ 債権回収会社からの申請の場合は、債権回収に関する委託証明書の原本も必要です。

※ 契約時から法人の合併や商号変更等がされている場合や債権譲渡等により債権者が変更している場合はそれを証する書面（法人の登記事項証明書や債権譲渡通知書等）のコピーも必要となります。

3 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピー（個人の場合）

運転免許証、マイナンバーカードは表面のみコピーし、添付してください。

ただし、申請書記載の住所・氏名や利害関係疎明資料の住所・氏名と、身分証明書記載の住所・氏名が異なる場合は、運転免許証裏面のコピーやつながりのわかる資料（戸籍謄本、住民票等）も添付してください。

4 利害関係疎明資料（いずれもコピーで可、原本の添付不要）

一般的には以下の書類となりますが、事例により異なりますので、詳細につきましては、事前に申請先の裁判所までお電話にてお問い合わせください。

- (1) 被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍)謄本
- (2) 債権者であることを証する資料（契約書等）
- (3) 被相続人の住民票（除票）、戸籍附票、（契約時添付の）印鑑登録証明書等

5 手数料

申述人1人の証明書1通につき、150円分の収入印紙

6 返送用封筒（住所・宛名を記載したもの）

7 返送用郵便切手

令和6年10月以降、普通郵便の場合、証明書10通までの定形郵便物（50gまで）で110円 ※なお、速達、書留等を希望される場合は、それに応じた郵便切手を添付してください。レターパック可。